

# 令和2年度 電気通信主任技術者定期講習の公示

電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)第61条に基づき、令和2年度の電気通信主任技術者定期講習の実施の期日、場所、その他講習の実施に関し必要な事項を次のとおり、公示します。

一般財団法人日本データ通信協会は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第85条の2に基づく登録講習機関です。

令和2年3月31日

登録講習機関第001号  
一般財団法人 日本データ通信協会  
理事長 酒井善則

## 1 講習の種類

下記の2種類とします。

- (1) 伝送交換技術に係る電気通信主任技術者定期講習
- (2) 線路技術に係る電気通信主任技術者定期講習

以下、伝送交換技術に係る電気通信主任技術者定期講習は伝送交換と、線路技術に係る電気通信主任技術者定期講習は線路と略称します。

## 2 対象者

講習の対象者は、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者とします。

## 3 実施日及び実施場所

- (1) 下表のとおりとします。

実施場所	実施日	講習の種類	定員
第1回東京	9月15日(火)	伝送交換	50
	9月16日(水)	線路	35
第2回大阪	11月11日(水)	伝送交換	50
	11月12日(木)	線路	35
第3回東京	12月2日(水)	伝送交換	50
	12月3日(木)	線路	35

- (2) 受講会場については、受講票により通知します。

- (3) 講習は、各1日間です。

## 4 受講申請及び受付期間

- (1) 令和2年度の受講の申請は次のとおりとします。

- ① 平成29年度に講習を修了し、3年以内の講習を受ける必要があり、令和2年度の講習受講を申請する者のうち、平成29年度と同一の実施月及び実施場所での受講を希望する者の受付は、令和2年6月2日(火)13時から令和2年6月16日(火)13時までとします。

- ② 令和2年度に新たに受講を申請する者、前回と異なる時期での受講を希望する者(前①項に該当しない者)の受付は、令和2年7月2日(木)13時からとし、各回の受講申請の締め切りは、それぞれ講習実施日の45日前とします。

- (2) 各講習会場は定員制とし、申込み順で、定員になりしだい締め切ります。

- (3) 実施予定日において、天災地変等により、講習の実施が困難となった実施場所については、新たに実施場所及び実施日を指定します。

- (4) 受講者数が少ない場合、実施場所の集約を行うか、又は講習の実施を中止することがあります。

## 5 受講料等

- (1) 受講料は、55,000円(税込)とします。(再受講も同じ)

- (2) 再考査の受験料は、15,000円(税込)とします。(再再考査も同じ)

## 6 講習の受講申請の手続きと受講料の払込み方法

- (1) 受講申請の手続きは、日本データ通信協会（以下、協会という）のホームページにアクセスし、電気通信主任技術者定期講習受講申請フォームに、必要事項を記入し、申請データを送信します。
- (2) 協会は、申請情報を審査し、適当と認めた場合に限り申請を受付けます。同一日に同じ資格者証による複数の受講申し込みは認めません。
- (3) 受付けた申請者に対して、受講料の振込み依頼をメールにて通知します。（振込先銀行口座は協会の講習ホームページを参照。）
- (4) 協会にて受講料の振込みを確認した後、会場別の受講者の決定となり、受講時期に合わせて（講習実施日の約35日前）受講票を送付します。
- (5) 受講会場の変更は、受講日の30日前までは、変更先の受講会場に空きがある場合に限り認めます。（その旨協会に連絡が必要。）
- (6) 受講者の変更（受講者の入替え）は、受講日の14日前までは認めます。（その旨協会に連絡が必要。）

## 7 講習の内容

- (1) 講習は、講義と修了考査で構成し、講義時間は5時間40分、修了考査の時間は40分間です。
- (2) 講義科目は、伝送交換設備（線路設備）及びその管理に関する科目及び電気通信事業法その他関係法令に関する科目です。
- (3) 講習における科目の講義終了後に、講義の内容を理解したか否かを確認するため、修了考査を行います。修了考査の結果、正解率が70パーセント以上の受講者には、後日、修了証を交付します。修了証は、1講習で1通です。
- (4) 修了考査の採点結果は受講者又は申請責任者に通知します。なお、修了考査の問題、解答は公表しません。

## 8 講習の実施について

- (1) 集合時刻は、8時40分とします。また、講習の開始に先立ち、写真を貼付した受講票及び顔写真の貼付された社員証又は公的証明書（運転免許証等）により受講者の本人確認を行います。
- (2) 講習の開始時刻は9時とします。（5分以上の遅刻は入場できません。）
- (3) 終了時刻は、概ね17時30分頃です。

## 9. 再考査

- (1) 修了考査又は再考査にて、正解率が70パーセント未満の受講者は、再考査又は再受講（但し講習が定員未満の場合）を受けることができます。再考査の時間は40分間です。
- (2) 再考査は、同一年度内に2回を限度として受けることができます。なお、再受講には制限はありません。
- (3) 再考査において、合格と判断された受講者には、再考査実施日の日付で修了証を交付します。但し、受講の期限は、講習の実施日が基準となります。
- (4) 再考査の実施日及び実施場所等については、個別に通知します。

## 10 その他

- (1) 振込後の受講料等はお返ししません。また、受講料等の領収書は、原則として発行しません。
- (2) 令和3年度の上期の講習は、平成30年度受講者の3年目の講習に当たるため、受講の期限が守れない場合があります。（平成30年度受講者が優先となります。）

【 連 絡 先 】 受講の申請及び受講に関するお問い合わせは下記事務所で受け付けます。

一般財団法人日本データ通信協会 電気通信主任技術者講習担当

電話 03-5907-7575（平日10時～16時）